

第 2 2 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした各決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申について

第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する異議申立て（以下これらを「本件各異議申立て」という。）は、いずれも異議申立人が、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づいて実施機関に対して行った、復代理人による住民票の写し等交付申請書の請求に対する一部公開決定に係るものであり、いずれの異議申立てにおいても、本件各処分の対象となる住民票の写し等交付申請書に添付されている代理人と復代理人が締結した契約に係る契約書（以下これらを「本件契約書」という。）の内容の公開を求めるものである。したがって、相互に密接な関連性が認められることから、本件各異議申立てについて、一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 本件各異議申立てに至る経過は、次のとおりである。

異議申立てに至る経過		
異議申立て①	公開請求日	平成26年 5月28日
	請求内容	「〇〇証券」の復代理人となっていると思われる株式会社〇〇〇〇〇〇（以下「本件復代理人」という。）から熱田区役所内設置の郵便による請求・交付センターへ平成26年 1月から同年 4月末までに請求・交付された実態についてわかるもの。
	決定通知日	平成26年 7月11日
	特定した行政文書の名称	住民票の写し等交付申出書（請求に係るもの）（以下「本件行政文書①」という。）
	決定内容	一部公開決定
	一部を公開しない理由	・ 条例第 7条第 1項第 1号に該当 本件行政文書①には、特定の個人を識別することができる個人情報が含まれており、当該情報は通常他人に知られたくないと認められるものであるため。 ・ 条例第 7条第 1項第 2号に該当 本件行政文書①には、法人の印影が含まれており、これは当該法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事

		業運営に支障をきたすと認められるため。また、法人間の具体的な契約の条件等が含まれており、公にすることにより、明らかに当該法人に不利益を与えると認められるため。
	異議申立て日	平成26年 8月18日
異議申立て②	公開請求日	平成26年 5月29日
	請求内容	<p>〇〇〇証券の復代理人となった本件復代理人から熱田区役所内の郵便による集中受付窓口で処理済（交付済とも）の実態について分かるもの。</p> <p>平成26年 1月 6日から同年 4月末日までに出された、〇〇〇証券復代理人の本件復代理人から交付申請書の第 1号を住民票記載人の名前及び住所を除けば「個人情報非開示」となるので申請年月日と代理人〇〇〇証券と本件復代理人は公知情報で非開示理由とならないので対応可に。更に当該交付済の住民票を何に使うか申請書にあると思うので開示を求める。</p>
	決定通知日	平成26年 7月11日
	特定した行政文書の名称	住民票の写し等交付申出書（請求に係るもの）（以下「本件行政文書②」という。）
	決定内容	一部公開決定
	一部を公開しない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 7条第 1項第 1号に該当 本件行政文書②には、特定の個人を識別することができる個人情報が含まれており、当該情報は通常他人に知られたくないと認められるものであるため。 ・ 条例第 7条第 1項第 2号に該当 本件行政文書②には、法人の印影が含まれており、これは当該法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営に支障をきたすと認められるため。また、法人間の具体的な契約の条件等が含まれており、公にすることにより、明らかに当該法人に不利益を与えると認められるため。
	異議申立て日	平成26年 8月18日
異議申立て③	公開請求日	平成26年 6月11日
	請求内容	東京に本拠を置く株式会社〇〇〇〇〇（〇〇証券の復代理人）より証券のNISA口座開設の為に必要となる住民票代理請求に関し、平成26年 6月 2日から同月 6日までに証明書交付センターで受付し更に処理した件数及びこの期間の交付印が押してある代表例 1件の住民票を必要とする人の個人情報を除いた（法人情報部分は開示対象）部分での開示を求める。
	決定通知日	平成26年 7月25日

特定した行政文書の名称	住民票交付のお願い（請求に係るもの）（以下「本件行政文書③」という。）
決定内容	一部公開決定
一部を公開しない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 7条第 1項第 1号に該当 本件行政文書③には、特定の個人を識別することができる個人情報が含まれており、当該情報は通常他人に知られたくないと認められるものであるため。 ・ 条例第 7条第 1項第 2号に該当 本件行政文書③には、法人の印影が含まれており、これは当該法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営に支障をきたすと認められるため。また、法人間の具体的な契約の条件等が含まれており、公にすることにより、明らかに当該法人に不利益を与えると認められるため。
異議申立て日	平成26年 9月 8日

第 4 異議申立人の主張

1 本件各異議申立ての趣旨

本件各処分のうち本件契約書の本文を非公開とした部分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 本件各異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している本件各異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件契約書の本文中で企業秘密として保護すべき対象は、委託期間、委託費及び違約条項のみであり、それ以外を非公開とした決定は不当である。

第 5 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

条例第 7条第 1項第 2号において、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。」が非公開情報として定められている。

本件行政文書には、法人間の具体的な契約の条件等が含まれており、公にすることにより、明らかに当該法人に不利益を与えると認められる。

したがって、本件行政文書は条例第 7条第 1項第 2号に該当する。

第 6 審査会の判断

1 争点

本件行政文書のうち本件契約書の本文に係る非公開部分が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件契約書について

(1) 本件契約書は、住民票の写し等交付申請書に添付されている代理人と復代理人が締結した委託契約に係る契約書であり、業務委託の範囲をはじめ具体的な契約の条項が記載されている。

(2) 本件契約書の本文のうち、住民票の写し等を取得する権利が確認できる条文を除く具体的な契約の条項（以下「本件非公開情報」という。）が非公開となっている。

4 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性について

まず、本件非公開情報が、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件非公開情報は、本件契約書に記載されている個別具体的な契約事項に係る情報であり、当該法人の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件非公開情報を公開すると、当該法人に明らかに不利益を与え

るか否かについて判断する。

ア 本件非公開情報は、当該法人が適切かつ迅速に事業を遂行するために様々な条件を検討した上で定めたものであり、当該法人の経済活動の自由に委ねられるべき企業戦略上のノウハウに関する情報と認められる。

イ したがって、本件非公開情報を公開することにより、当該法人が通常有する競争上の利益が損なわれると認められ、当該法人に明らかに不利益を与えると認められる。

(4) 以上のことから、本件情報は条例第 7条第 1項第 2号に該当すると認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

異議申立て	年 月 日	処 理 経 過
異議申立て①	平成26年12月 2日	諮問書の受理
	12月12日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
	平成27年 1月13日	実施機関の弁明意見書を受理
	2月 9日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
	4月17日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
	平成30年 4月24日 (第 7回 第 1小委員会)	調査審議
	6月21日 (第 9回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
	10月25日 (第11回 第 1小委員会)	調査審議
	11月14日	答申
異議申立て②	平成26年12月 2日	諮問書の受理
	12月12日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知

	平成27年 1月13日	実施機関の弁明意見書を受理
	2月 9日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
	4月17日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
	平成30年 4月24日 (第 7回 第 1小委員会)	調査審議
	6月21日 (第 9回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
	10月25日 (第11回 第 1小委員会)	調査審議
	11月14日	答申
異議申立て③	平成26年12月 2日	諮問書の受理
	12月12日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
	平成27年 1月13日	実施機関の弁明意見書を受理
	2月 9日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
	4月17日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
	平成30年 4月24日 (第 7回 第 1小委員会)	調査審議
	6月21日 (第 9回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
	10月25日 (第11回 第 1小委員会)	調査審議
	11月14日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久